午前10時開会

〇烏野隆生議長

ただいまから令和6年第4回岸和田市議 会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

まず、議員出席状況を事務局長から報告させます。

〇髙井哲也事務局長

本日の議員出席状況を御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は23名です。なお、欠 席届のありました議員は1名です。

以上、報告を終わります。

〇烏野隆生議長

次に、本日の会議録署名者を会議規則第81 条の規定により、私から6番海老原議員、 7番昼馬議員を指名します。

〇烏野隆生議長

次に、市長に対し一連の報道について説明を求めます。市長。

(永野耕平市長登壇)

〇永野耕平市長

お時間を頂きまして、私から一連の報道 についての御説明をさせていただきます。 先日も全員協議会で議員の皆様に説明させ ていただく機会を頂きましたが、その後、 状況が変わっている部分がございますので、 その点を中心にお話しさせていただきたい と思います。

先日、全員協議会では皆様方にいろんな質問について、裁判の内容について、そして和解内容について説明することができないというお話で、なかなか内容が分からないという御指摘もあって、かなりお叱りも受けました。そんな中で、12月5日に相手方代理人に対して、このままでは十分な説明責任を果たせないので、どこまでお話ししていいかの協議をさせていただいたところ、相手方弁護士から、裁判内容については開

示は控えてほしいと。ただ、和解調書については、マスキングした上で開示することについては認めていただきました。そういった中で、皆様方に、お手元に資料として和解調書を、マスキングした上でありますけれどもお示しさせていただいております。これについて御説明させていただきます。

もう既にこれを御覧になっている方もお られると思いますけれども、これがこの裁 判の最終的な和解調書であります。何度も 僕は説明させていただいているんですけれ ども、主張が食い違っている部分がありま す。主張が食い違っている部分がある中で 裁判が行われていますので、相手方の主張 と私の主張というのは違う部分がございま す。ただ、和解という形でお互いに歩み寄 って、1つの和解に結びついたということ も事実でありますので、裁判の中でいろん な主張が闘わされた個別のいろんな意見に ついてはいろんなものがあると思いますけ れども、最終的には和解に至っていますの で、この和解調書がある意味ではこの裁判 の最終的な帰結点であると思いますので、 これについて御理解いただけたらと思って おります。

まず、前文については、私が2010年に結婚していまして、妻がおります。妻がいる中で2019年ぐらいから1年半ぐらいだと思いますけれども、女性との交際関係にありましたので、これについては私の不貞行為です。心からおわびしたいと思います。

その中で、裁判で指摘されたのは、相手 方は、上下関係であるとか、無理やりであ るとか、強制的であるとか、そういうこと を主張されたんですけれども、私はフェア な人間関係であった、対等であったという ことを主張してきたんですけれども、裁判 官のお考えとしては、最終的にここに書か れているように、やはり優越的なものがあ ったんじゃないか、上下的な関係があったんじゃないかという御指摘がされました。 これについては、そういう見方もあるんじゃないかと私、思いましたので、これについては深く受け止めています。

その上で、裁判官からの当初の和解の提 案は、このまま裁判で最終的な判決に至っ たとしても、一刀両断という言葉が使われ ていますけれども、これは棄却することを 意味していると言われました。相手方が起 こしている裁判ですので、棄却する。棄却 した場合は、相手方にもひょっとしたらい ろんな思いが残るかもしれないし、私にも 何か残るかもしれない。だから、ここでは 裁判を一刀両断で棄却して帰結させるより も、お互いに歩み寄るところは歩み寄って、 和解点を探って和解に至るほうが、未来志 向の和解にするほうがいいんじゃないかと いう提案がありましたので、100万円を私か ら支払って和解してはどうだという提案が ありました。

これについて、相手方が100万円では納得いかない、1000万円欲しいというお話がありました。1000万円というのは、とても私の経済力ではお支払いすることが難しいですので、この裁判を終わらせる、お互いに和解するためにどんなことでもしたいなという気持ちはあったんですけれども、大変申し訳ないですけれども、自分の資力の限界もございますから、500万円でどうでしょうということをお返ししました。その上で、当初100万円であったものですけれども、500万円で分かったということで和解に至ったというのが、この500万円という金額の説明であります。

見てもらったら分かるように、もちろん 損害賠償の内容ではありませんし、何か私 から加害行為があったということではあり ませんので、その点については御理解いた だいて、ただ、私が不貞行為を働いたこと については心からおわびいたしますので、 議員の皆様には御理解いただきたいと思っ ております。

〇烏野隆生議長

ただいまの市長の説明につきまして、質 問のある方は御発言をお願いします。

海老原議員。

〇6番 海老原友子議員

不貞行為を認められたわけですけれども、 理解はできません。多くの市民から即刻辞 任をという声を聞いています。

今、市長の説明からもありましたが、先週、12月3日の全員協議会で、大阪維新の会から除名処分を受けたら辞任するとこの場で断言されました。にもかかわらず、次の日に離党届を出されたということは、多くの市民があきれ果てて、そういう声も聞かせてもらいました。綱紀委員会を待たずに離党届を出した理由をお聞かせください。

〇烏野隆生議長

市長。

〇永野耕平市長

離党届を提出したのではなく、離党届を本部で預かってもらっている状態です。だから、離党で受け取ることが向こうにとってできる状態で、本部に預けている状態です。

〇烏野隆生議長

海老原議員。

〇6番 海老原友子議員

少し分かりにくいんですけども、綱紀委 員会でもし除名という処分が出されたら辞 任するとおっしゃっていたんですけれども、 それを待たずに離党届を出したというとこ ろが、流れが分からないんです。

〇烏野隆生議長

市長。

〇永野耕平市長

除名になるまでに離党届を出したら離党 で済むということをおっしゃっているのか もしれないんですけれども、大阪維新の会 では、離党届を出したとしても、後に除名 処分になったら除名になります。だから、 離党届を出すことによって除名を逃れると、 そういうふうなことではないです。

〇烏野隆生議長

海老原議員。

〇6番 海老原友子議員

よく私が理解できなかったのかもしれませんが、でも市民からしたら、全く一切説明がちゃんと行われていない、説明責任逃れ、そして除名逃れ、辞職逃れとしか言いようがないということで、市民の怒りの声を聞きました。

12月6日の記者会見で市長は、大阪維新の会よりも市民、議会のほうに重きを置いているとおっしゃっていました。綱紀委員会では説明がなされたということで、除名ではなく離党勧告処分ということになりましたが、もし市長が市民、議会に重きを置いているとおっしゃるなら、その綱紀委員会で説明された内容を、一言一句たがわずに、ここで市民に伝わるようにお話ししてください。

〇烏野隆生議長

市長。

〇永野耕平市長

綱紀委員会で御説明させていただいている内容というのは、今、皆さんに御説明させていただいた内容と同じです。ただ、一言一句たがわずというのは能力的に不可能ですので、努力いたしますので、必要なことを、説明が足るように、できれば御質問いただけたらと思います。

〇烏野隆生議長

海老原議員。

〇6番 海老原友子議員

全員協議会でも不貞行為はしていない、 そして、合意があったという矛盾した点が あることを聞かせていただきましたが、そ の矛盾については、今は訂正されるんでし ょうか。

〇烏野隆生議長

市長。

〇永野耕平市長

記者会見でも記者にも申し訳なかったというように言ったんですけど、今も相手方にお話しさせていただいた、確認したところ、裁判内容についてはやはり開示してほしくないということを言われているんですね。当時の僕の状況としては、裁判の内容について、何度も言っていますけど、裁判の内容や和解の内容は非開示、この求めは相手方から出されたものなんですね。相手方がこれをクローズでやってほしいということをおっしゃっていたんです。ですから、それをやっぱり守らなければいけないと強く思っていました。

そんな中で、内容についてなかなか話せない状況が僕としてはありまして、それで、例えば不貞行為についても、不貞行為がありますと言うと内容に触れていくなというふうに思いましたので、1回、シティプラザ大阪でNHKの記者に聞かれたときは、不貞行為はないというふうに言って、それは事実ではない説明をしたと思います。これについては謝罪させていただきたい。ただ、クローズで行われた裁判で、相手方の求めによって非開示になっているものですから、私としては慎重に扱いたいという思いあって、そのような説明不足と言われるようなことが起こっていると思います。

〇烏野隆生議長

海老原議員。

〇6番 海老原友子議員

つまり、うそをついていたということを

認められるわけですね。私たちは、うそつき市長、不貞市長、その下で働く職員、そして市民や子供たちにどんな説明ができるのか。到底納得していただけるものではないと思います。即時辞任を求めるものです。

〇烏野隆生議長

字野議員。

〇12番 字野真悟議員

まず確認させていただきます。今、手元に市長からも説明があった和解調書を頂いているんですけど、こちらの内容につきましては、以前から報道されておりました相手側弁護士が公開したものと違う箇所があるのか御説明ください。

〇烏野隆生議長

市長。

〇永野耕平市長

相手方弁護士が公開したものというのを 僕は確認していません。申し訳ないです。 これは原本で間違いないです。

〇烏野隆生議長

字野議員。

〇12番 字野真悟議員

これが原本ということで、この中には、 市長の発言ですと、不倫だから個人の問題 であり、問題ないと言いたいのかもしれま せんけど、この和解調書の内容によります と、市長は女性の就職や雇用維持を左右す る優越的な立場で、社会的な上下関係が形 成されており、対等な関係ではなくて、ま た、500万円という解決金についても、1000 万円から下げてもらったという発言もあり ましたけど、一般的に高額であると思いま す。

それでは、これまで市議会や報道機関に対し説明責任を果たした、これ以上は話せないとしながら、12月6日に突然不倫関係にあると認めたことはなぜですか。

〇烏野隆生議長

市長。

〇永野耕平市長

12月5日に相手方弁護士に、代理人にどこまで話していいかということで協議を行った結果、この和解調書について出してもいいということでしたので、不倫関係について認めることができるというところまで来たということです。

〇烏野隆生議長

字野議員。

〇12番 字野真悟議員

私が聞きたいのは経緯ではなくて、弁護士に説明したらオーケーが出たから話したのではなくて、例えば12月3日の全員協議会であるとかそういうときまでにそういう用意をしていなかったのはなぜか。突然12月6日にそれができるようになって話すことになったというのはどういうことなのかということを聞きたいんですが。

〇烏野隆生議長

市長。

〇永野耕平市長

宇野議員が恐らくおっしゃりたいのは、 全員協議会の前にその調整なり協議をして おけばもっと話せたんじゃないかというこ とかなというふうに思います。そのとおり だと思います。最初から相手方の弁護士と どこまで話していいかという調整をして、 可能な限りの説明責任を果たす努力ができ たらよかったと思います。

ただ、念のため申し上げますけれども、 私どもからの連絡については、あちら側が 対応していただけない状態が続いていたこ とも一応お示しさせていただきますので、 その点御理解いただけたらと思います。た だ、12月5日に御連絡させていただいた件に ついては御返答いただいたというところで す。

〇烏野隆生議長

字野議員。

〇12番 字野真悟議員

報道の話で悪いんですけど、記者会見のときに市長はまだ連絡を取っていないみたいな話をたしかされていたと思います。その後、連絡を取られて、確認ができたのかなと思うんですけど、ここでどういう説明をしようが、社会は12月4日の大阪維新の会の綱紀委員会において説明責任が果たされていない、果たされなければ除名だと言われて急に話をしたようにしか思えません。某国会議員が不倫ですと役職停止で済んでいるので、不倫を認めて処分を軽くしようとしたのではないかと思いますが、あなたが説明しなければならないのは政党ではありません。市民に対してです。

12月3日の全員協議会でも確認しましたが、 自らの部下である職員にも速やかな説明を せず、市民の代表たる我々議員にも、議長 から要請があって初めて説明に来る。うそ とごまかしを続け、真摯に説明を行わなか った永野市長と共に岸和田市政を進めるこ とに私自身不安を感じております。

これも記者会見で言うておりましたけど、 大阪維新の会の幹事長も、永野市長と共に、 一緒にやっていくことができないから離党 勧告をしたというふうな発言もされており ました。私自身、市民生活に影響があると はいえ、この後の一般質問や議案審査をど のように取り組めばいいのか大変悩んでお ります。

〇烏野隆生議長

中岡議員。

〇3番 中岡佐織議員

私も質問させていただきたかったんですが、海老原議員や宇野議員とほとんどかぶっているところがありますので、端的に言いますと、12月6日になさった説明を11月28日の報道後、速やかに行うべきであったと

私たちは思っていますが、なぜそうしなかったのかということを聞きたかったんです。ただ、今御説明されたとおり、今日の御説明を聞いても、私は一緒にやっていくのが難しいと考えております。

当初、自分たちの判断で選んだ首長に対して、これは事実か、夢であってほしいとさえ思っていました。そんな事実が欲しいと思っていましたが、私たち市民、職員たち、岸和田維新市議団にも何の説明もありませんでした。今もありません。秘匿し、相手の女性のことを守るということではなく、自分の不倫を隠したかっただけかと捉えられてもおかしくありません。その後の対応も含め、今や不信感しかないのです。いたずらに混乱を長引かせることは、市民の皆様のためにも避けなければなりません。

今回の事態で市民に不安と怒りを募らせたこと、そして、このまちのための大切な議会を現在も著しく混乱させていること、これらを重く受け止め、責任を取られることを強く望んでいます。

私たちは一緒にやっていくのが難しいと 考えておりますが、それに対してはいかが でしょうか。

〇烏野降生議長

市長。

〇永野耕平市長

中岡議員のお言葉は重く受け止めたいと 思います。ただ、御理解いただけるように、 しっかりと今後も説明を尽くしてまいりた いと思います。

〇烏野隆生議長

岩﨑議員。

〇19番 岩﨑雅秋議員

市長は不倫関係を認めました。市長はマスコミに今まで不倫もしていないと言っていましたが、市民に対してうそをついていたということです。そんな市長は信頼でき

ません。

昨日、大阪維新の会が永野市長に対し離 党勧告の処分を決めましたが、それはどう いう理由でそうなったのでしょうか。

〇烏野隆生議長

市長。

〇永野耕平市長

理由は、すいません、聞いておりません。

〇烏野隆生議長

岩﨑議員。

〇19番 岩﨑雅秋議員

市長は、大阪維新の会に除名されたら辞職するとか言っていましたが、岸和田市民の代表の市長が所属政党に進退を委ねるのは理解できません。市民や市議会への説明が最優先ではないですか。どうなんでしょうか。

〇烏野隆生議長

市長。

〇永野耕平市長

もともと高比良議員に、維新のルールとして、除名になったら辞職するというルールがあるということを提示いただいて、それに対してお答えしたのが、今、議員が高いです。それは、高比良議員がその話をされて、それについるとしたのものですけれども、自分としてそれが軸になって考えているわけではなくて、自分としては説明責任を果たしていきたいと。党に対しても、どういう処分をさしてほしいなんていうことはもちろん申し上げてないですし、党がどういう処分をさした。

あと議会にも、議員もおっしゃっているように、議会というのは民主主義の最も大事な組織ですから、議会が最も大事というのは間違いないことですし、議会が、例えば私に対して不信任決議であるとかいうも

のがなされた場合には、当然、それについては重く受け止めるものだと思っております。だから、決して党の判断だけが重要なのではなくて、もちろん党に所属していた身でありますから、党の判断も大事ですけれども、一番大事なのは議会だというふうに思っています。

〇烏野隆生議長

岩﨑議員。

〇19番 岩﨑雅秋議員

その不倫も同意の上で対等な人間関係と 言っていますが、それならば、なぜ原告側 から2280万円の賠償を求めて民事裁判で訴訟 されたのでしょうか。

〇烏野隆生議長

市長。

〇永野耕平市長

訴訟というのは相手方が起こすことができますので、どういう訴えでも訴訟自体は起こすことはできます。今、議員がお示しになった損害賠償の2280万円というのは、損害賠償のうちの幾らも最終的な和解の中では認められているものではございませんので、当初先方が訴えられている内容について認められたという裁判ではありませんでした。

〇烏野隆生議長

岩﨑議員。

〇19番 岩﨑雅秋議員

では、どう考えても民事上の責任を認めて解決金500万円を払ったとしか思えませんが、なぜ悪いことをしていないのに500万円を支払ったのですか。

〇烏野降生議長

市長。

〇永野耕平市長

もともと、ここに書かれているように一 刀両断という説明を裁判官から受けました。 この裁判については、このまま行ったら、 一刀両断というのは棄却を意味しています。 棄却されたからといって、裁判の判決まで 行ったからといって、お互いの生活が前向 きなものになるとは限らない。だから、お 互いに歩み寄って、和解にまでこぎ着けよ うというのがそのときの和解勧奨の内容で した。その中で裁判官からは、前向きにな るために僕から相手方に対して100万円を支 払ってはどうかという提案がありましたが、 相手方から、いや、それでは足りない、1000 万円だという話がありまして、私が可能な 限り相手方の意見を取り入れたいと思って 譲った結果が500万円という金額であります。

〇烏野隆生議長

岩﨑議員。

〇19番 岩﨑雅秋議員

市民には説明しない、マスコミにはうそをつく。そんな極めて不適切な市長にはノーを突きつけます。即刻退陣されることが市民にとって最良の選択であることを申し上げ、終わります。

〇烏野隆生議長

橘川議員。

〇1番 橘川亜紀議員

これまで信じてほしいと述べられてきた その言葉を、私自身も、そして市民の中に も信じたいと願っていた方が多くいらっし ゃったと思います。そして、今回、不貞行 為について謝罪され、市民への責任を自覚 された発言があったことは重要な一歩であ ると受け止めております。しかし、市民の 皆様の信頼を回復するためには、謝罪だけ ではなく、引き続き市長御自身が市民に誠 意を示していかれる姿勢が求められると感 じます。

この問題によって、市民の皆様が抱えた 不安や、市政に与えた影響をどのように考 えておられるのか、また、信頼回復に向け てどのような意思を持って取り組まれるの か、お聞かせいただきたいと思います。

〇烏野降生議長

市長。

〇永野耕平市長

まず、不貞関係がありましたので、妻には数年前に話しておりますけれども、引き続き、妻や家庭、家族に対してしっかりとわびていきたいというふうに思っています。そしてその上で、そういうふうな自分の不貞行為について、市民の皆さんが許せないという感情があると思いますので、これについては誠実な仕事でお返ししていきたいと思っています。

〇烏野隆生議長

橘川議員。

〇1番 橘川亜紀議員

市民の皆様が今回の問題をどのように受け止めているのかを考えますと、信頼回復への道のりは容易ではないと感じております。市長の今の説明と今回の謝罪を受け止めた上で、公人としての責任、市民への説明責任、市政への影響を慎重に考慮いたしまして、私たちも市民の信頼回復を最優先に考えた上で判断を進めてまいります。

〇烏野隆生議長

河合議員。

〇5番 河合達雄議員

まず、市長、あなたのこれまでの行動を示すと、12月3日、全員協議会出席、その後、大阪維新の会への離党届提出、翌4日、維新から離党勧告処分が出され、12月8日までに説明責任を果たさない場合は最も重い除名処分とするとの条件も示されています。3日の全員協議会では、あなたも除名されれば辞職すると答弁していますが、その後、記者会見では再出馬について問われると、しないとは明言しておらず、再出馬への道を残しています。5日に記者会見し、6日にも記者会見がなされ、そこでこの間、立

花孝志氏があなたを擁護するコメントをSNSに書き込み、あなたがそれに感謝してダイレクトメッセージを立花氏に送り、電話で状況を話したと説明がありました。3日以降、市民、議会に対しては何らの説明がありません。議会への説明をせよと6日午前中に議長が抗議していますが、その午後、再度連絡なく、記者会見で新しく状況が示されています。

あなたは、市長として説明責任や倫理観を持ち、ふさわしいと思っているかを記者に問われ、尽くしていく中でしっかり果たしていきたいと答えています。ならば、なぜこのような状況は、市民や議会に説明しないで報道から知れといった議会軽視を繰り返すのですか。

〇烏野隆生議長

市長。

〇永野耕平市長

議会の皆さんから、説明が十分ではないというふうにお叱りの言葉を頂いたと思います。その言葉は深く重く受け止めて、改めていきたいと思います。今後も私の説明が足りないときはお叱りいただきたいと思います。

〇烏野降生議長

河合議員。

〇5番 河合達雄議員

市民・議会軽視については、兵庫県知事 選挙でも斉藤知事擁護で、話したことを後 に自身もデマだと自白しているような立花 氏への連絡は、市民よりも、デマによる自 分への擁護を立花氏に期待して説明を優先 していることにほかならず、あなたの期待 どおり、立花氏は本件について、市長は恋 愛してはいけないのかと、和解調書前文や 女性からの上下関係を利用した性加害をデ マで隠蔽して、社会に膾炙しています。被 害を受けた女性にとっては、ネット被害だ と考えられるのですが、あなたが立花氏にいつ、何度、どれぐらいの時間、どのような内容で連絡したかを示し、電話した意図と、それによる立花氏のデマを動画で発信していることについて、立花氏に抗議などをする予定があるのかお答えください。

〇烏野隆生議長

市長。

〇永野耕平市長

立花孝志さんと連絡を取り合ったのは事 実です。ただ、どういう話をしたのかとい うのは個人の間のものですから、立花さん の断りなく、こういう話をした、ああいう 話をしたという話をするのは控えたいと思 いますけれども、私が電話した趣旨は、D Mでやり取りをしたんですけれども、これ を信じてくれない方もおられるようですけ れども、当時、自分としては、過去に交際 していた女性に突然訴えられたような案件 でした、自分の思いとしては。そのことに ついて、非常に精神的にもつらい状態で、 誰も――妻はずっと僕に寄り添ってくれてい ますけれども、なかなか世間の風は冷たい。 そんな中で、立花孝志さんが理解を示すよ うな内容のことを言ってくださったので、 これについてありがとうございますという ふうな話をさせていただきました。

〇烏野隆生議長

河合議員。

○5番 河合達雄議員

デマをこれまでも拡散し、法律を守らない政党であるということを売りにしたい、あほみたいに子供を産む民族は取りあえず虐殺しようなどと発言し、東京地裁でも令和6年11月27日に、反社会的カルト集団であるNHKから国民を守る党、サリンをまかないオウムみたいなもんだと認定された立花氏を市民や議会よりも重視するとあなたが判断したと理解しました。

次に、12月3日の全員協議会前に、12月6 日の記者会見での和解調書の開示や説明に ついて、女性側と協議ができたはずです。 あなたは、僕を追い込んでいるのは維新も 大きいが、市民や議会より重いわけではな いと6日の記者会見で話しましたが、議会 軽視を繰り返していることからも、維新の 処分で追い込まれて開示したようにしか見 えません。市長としての説明責任は、あな たが話したい気持ちになるかどうか、つま り、あなたが主導権を持ったものではない。 あなたは維新だけではなく、議会にも誠実 でありたいと考えていると6日の記者会見 で答えていますが、それ以前に説明責任を 果たす義務者であることすらも理解してい ないとも分かりました。

全員協議会までに開示相談を雪田弁護士にしなかった理由を教えてください。

〇烏野隆生議長

市長。

〇永野耕平市長

引き続き、説明責任についてのお叱りを 頂いていると思います。これについては反 省して、今後しっかりと議員の皆さんに説 明責任を果たしていきたいと思っておりま す。まだまだ至りませんけれども、至らな い点については今後も御指導いただけたら と思っています。

それと雪田弁護士への確認ですけれども、 12月5日の御連絡については御返答いただい ておりますけれども、それ以前に数回御連 絡させていただいていますが、これについ ては御返答いただいていない状況でありま した。

〇烏野隆生議長

河合議員。

〇5番 河合達雄議員

維新に対して、昨日の綱紀委員会で説明 した内容と、それに対して綱紀委員会がど のように話したか、納得できる説明だった ので除名にしないと話したのか、説明して ください。

〇烏野隆生議長

市長。

〇永野耕平市長

維新の会からの私への処分の決定については、昨夜、電話で杉江幹事長から頂きました。離党勧告ということだけは告げられましたけれども、その理由については、そのときにはお話いただいていません。

〇烏野隆生議長

河合議員。

〇5番 河合達雄議員

市民も議会も説明が足りないと考えているのに、随分あなたにとっては優しいのが維新であり、しばらくたてば、いつものように処分を解いて復党させる準備が、あなただけではなく維新でもあるのだと理解して、次の質問に移ります。

あなたはこれまで議会に性加害どころか 不貞行為もないと説明しながら、12月6日の 記者会見では一転して、不倫関係にあった と自白しています。性加害については和解 調書に書かれていないと表明していますが、 女性側からは被害を受けた旨主張されており、ハラスメントの定義は、相手に不快感 や不利益を与え、尊厳を傷つけることであり、それを感じるのは被害者で、加害者ではないことから、女性から加害者と言われるあなたが否定できる立場にないとすら分かっていないと明らかになっています。

12月6日までうそをついていた市民や議会 に、責任についてどう考えていますか。あ なたは、ノーコメントとの、しゃべらない との意思表示の語彙はないのですか。

〇烏野隆生議長

市長。

〇永野耕平市長

ちょっと最後、聞き取りにくかったので、 もう一度、最後の部分だけお願いします。

〇5番 河合達雄議員

あなたは、ノーコメントとの、しゃべらないとの意思表示の語彙はないのですか。 (発言する者あり)

〇烏野隆生議長

市長。

〇永野耕平市長

ありがとうございます。うそをつくよりもノーコメントでということですけれども、本当にそのとおりで、自分としてはそのとき、内容について話せない中で、かなり戸惑いがあって、戸惑いがあったというのは僕の言い訳ですけれども、その中で、皆さん方には隠しているような印象を与えてしまったというのは、本当に自分の不徳の致すところだと思っています。

〇烏野隆生議長

河合議員。

〇5番 河合達雄議員

そもそも市長は、2018年の初めての市長選 挙でも、中核市という市の財政や人口状況 を考えればできるはずもないデマを上げて 当選し、その後も庁舎、学校、幼稚園、保 育園とうそ答弁を議会でも重ね続けていま す。本件でもうそを言い続けたように、い まだにうそはつかれているし、議会でもそ のようなうその答弁を今後も続けていくと いうことですね。うそはつかないと言われ ても、これまでのうそについて、あなたが 気をつける程度でやり過ごし、検証も再発 防止策も取られていないので信用できませ ん。あなたの考える誠意などではなく、自 身で具体的に罰則を考えることもなく、再 発防止策を取らないのであれば、ハラスメ ントのように、あなたはうそのつもりでは なかったと後から言うのだと、あなたの周 囲は考えてあなたの言葉を聞く必要がある のだと市民の皆さんにも明らかにして、質問を終わります。

〇烏野隆生議長

乘原議員。

朝日新聞11月28日の記事を引用して質問を行います。

永野市長が政治活動で関わりのあった女性と性的関係を続けたとありますが、ここまでは事実ですか。

〇烏野隆生議長

市長。

〇永野耕平市長

相手方の代理人から12月5日に、個人の特定につながる情報及び職業や職業を推知させる危険のある事項は決して開示なさらぬようというふうに言われております。その範囲でお答えさせていただくことしかできないので、御理解いただきたいと思っております。

活動上、関わりがある女性であったという程度にとどめさせていただきたいと思っております。

〇烏野隆生議長

東原議員。

記事によりますと、市長が謝罪して解決 金500万円を払うことで和解したとあります。 訴状によると、令和元年6月から令和3年 1月頃まで何度もホテルに連れて行かれた が、上下関係があり、仕事を辞めさせられ るかもしれないと思うと拒み切れなかった と訴えています。この時期やホテルでの行 為は事実ですか。

〇烏野隆生議長

市長。

〇永野耕平市長

拒み切れなかったとか、そういう強制性 については裁判の中でも否定しています。 そして、具体的な内容、それは相手方が出しているものですかね。それか、第三者、ルポライターが出しているものですか。それをお示しいただいて御質問いただけたらと思います。

〇烏野隆生議長

東原議員。

冒頭申し上げました。朝日新聞の記事を 引用して質問しております。続けます。

1年8か月にも及ぶこの時期は永野市政 の1期目であり、庁舎建設など重要な案件 が多くありました。思い出してください。 令和6年11月14日付の和解調書によると、大 阪地裁は、市長の地位や日頃の言動からう かがわれる影響力、女性の就業履歴や年齢 を考慮すると、純粋に対等な関係だったと は言えないと指摘。市長が雇用を左右し得 る優越的な立場であったと認め、公人で配 偶者があることにも触れて、非難を免れな いとの所見を示しています。これらから判 断すると、今回の件は対等関係にある、い わゆる不倫行為とは別物であります。雇用 関係を悪用したマインドコントロールによ る性加害であったと言わざるを得ません。 この被害により、女性は休業や治療を余儀 なくされています。

永野市長、あなたはけじめをつけるべき です。早急に市長を辞職することを強く求 めます。

〇烏野隆生議長

藤原議員。

〇2番 藤原豊和議員

市長とは同じ党でさせていただいて、一緒の年齢でもあるので、いろいろ思うところはあるんですけども、今後の岸和田市のことを考えて中立の立場でお話しさせていただきたいなと思います。

現状、ほとんどの岸和田市民が今のこの

ニュースというか、状況を知っている状態で、大きな混乱を招いているというところは事実なので、その点に関して市長の責任があるというのは間違いない状況だとは思っています。ただ一方で、例えば強制性交であったりとか、複数人での行為だったりとか、この原告女性の訴えではあるものの、事実としてはどうか分からないという部分も、あたかも本当の情報のように出回って、そこを基に判断されている方も一定数はいらっしゃるように感じます。

もちろん、責任は責任としてしっかり問うべきだというのは間違いないと思っていますが、何が事実で、市長がどんな認識をしているかについてしっかりお伺いした上で、今後、恐らく議会としてもその責任をどのように問うかという話が出る可能性もあると思っていますので、そういった判断をしていきたいなと思っています。

維新の話も一旦別にして、現状、市長として、今のこの市政というか、岸和田市を 混乱させている原因とか責任、ご自身とし てどんなところになると思っていらっしゃ るのか、市長の声でお聞きしたいなと思い ます。お願いします。

〇烏野降生議長

市長。

〇永野耕平市長

藤原議員のおっしゃるとおり、混乱させていることは本当に自分の責任だと思っています。もともとは自分が不貞行為をしていたことが原因ですので、これについては申し訳ないと思います。ただ、自分としては、刑事事件も民事事件も全く自分がやっていないことまでやったと言われて進められてきたものです。自分としては、そのことについて否定してきた裁判でありました。これについては、最終的に和解金が非常に高額であるとか、そういうことによって、

何か加害があったんじゃないかということを思う方もおられるのはよく分かります。ただ、私としては、申し上げたいのは、決して加害はございませんし、ハラスメントに当たるものもないです。それらも裁判上も認められてないですから、その1点はしっかりと御理解いただきたいと思っています。

〇烏野隆生議長

藤原議員。

〇2番 藤原豊和議員

いろいろ裁判で争われた内容については、お互いの意見の食い違いがあって、その上で、いわゆる賠償金みたいなところには至っていないので、市長が最初おっしゃった非がないというのがそういうことなんだろうなと理解しています。一方で、最初に、多分そんな深い意図なく御自身で非がないと市長がおっしゃったのが、不貞行為も含めて何も自分が悪くないみたいな捉え方を、私も話を聞いたら感じてしまったんですけど、そのときどんな気持ちで非がないという言葉を使われたのかについても、ちょっとお気持ちを知りたいなと思います。

〇烏野隆生議長

市長。

〇永野耕平市長

非がないという言葉を、最初のシティプラザ大阪での囲み取材で非がないという言葉を使ってシンプルに説明させていただいたんですけども、それが相当誤解を招いたなというふうに振り返って思います。非がないということは、もう不倫もなかったんか、おまえは何も悪くないと言うんかということで、かなり反感も買いました。その後、非がないということについての説明をさらに加えて、非がないというのは、当初提起された損害賠償請求については非がないということになっていますという説明に

切り替えました。ただ、自分のこれまでの 説明のまずさでありますとか、情報の皆さ んへの伝達であるとか説明であるとか、そ ういうことに相当まずい部分があったなと いうふうに思っております。

〇烏野隆生議長

藤原議員。

〇2番 藤原豊和議員

1点、どうしても市長の心情が理解でき ない部分があって、和解金の部分なんです けど、今日の説明だと、実際そのままいけ ば棄却されるものを相手の女性のことをお もんぱかって和解金に至ったというところ なんですけど、これは私がけちなせいかも しれないですけど、相手のためだけに500万 円払うというのはなかなかできることじゃ ないなと思っていて、その辺りの気持ちが 恐らく理解できない人も多くて、やっぱり 何かしら後ろめたいというか、やましいこ とがあるんじゃないかと思う人も多いんじ ゃないかなとは今日感じたんです。もうこ れは言葉を信じるしかないんですけど、市 長として和解金、しかも500万円という大金 を支払う、恐らく支払わなくてよかったか もしれないものを払う判断をされたという ことだと思うんですけど、それはどんな気 持ちなのか。

〇烏野隆生議長

市長。

〇永野耕平市長

当初、和解に対して僕の思いとしては、 判決いただきたいと。判決で棄却となるな ら判決いただきたいというふうに申し上げ ましたが、そのときの状況としては、相手 方がこのまま仮に一刀両断されて棄却され たとしても、裁判はまだ次の裁判、次の裁 判というふうに続くだろうし、そうなった ときにかかってくるお互いの裁判のための コスト、これはお互いにかかってくると思 いますし、また、裁判を全てやり切った後でも、お互いに主張が違うわけですから、和解というものがない限りはずっと一生これについて、性被害を受けた、いや、やってないというのが続くと。それよりは、そのときに和解というチャンスがあるなら、その和解に向けて最大限、可能な限り努力すべきであろうという話でありました。

〇烏野隆生議長

藤原議員。

〇2番 藤原豊和議員

現状、市長の責任を問うべき事実というところでいくと、不貞行為があったことと市民軽視、議会軽視といいますか、説明として十分に果たせていない部分があったと私も感じているので、その2つが一番大きな部分であるということかなと理解しているんですけど、市長はその点についてはどのように感じていらっしゃるか教えてください。

〇烏野隆生議長

市長。

〇永野耕平市長

この問題が起こってから、先輩から、いろんな方から連絡いただいています。本当に皆さんの御意見の中では、今、藤原議員がおっしゃったように、説明が下手であるとか不十分であるとか、あとは先ほども御指摘あったんですけども、相手方にもっと早くどこまで話していいかの協議をすべきだったんじゃないかと、そういう御指摘をかなり頂いています。本当にそのとおりだと思っています。説明もうまくなかったと思いますし、まずい事の運び方をしていると思っています。

ただ、そうは言っても、私としては、不 貞行為についてはもちろんあかんかったと 思っていますし、反省せなあかんと思いま すけども、それ以外の性加害でありますと か、相手の権利を侵害したというようなことは一切ございませんので、それについては否定させていただいて、信じていただきたいなと、信じていただくための努力をこれからも続けていきたいと思います。

〇烏野隆生議長

藤原議員。

〇2番 藤原豊和議員

本当に今後の岸和田市のために、それこそ今の永野市長がどうかみたいな判断を恐らくする可能性も出てくるかなと思っています。今日の話で一定状況、事実は理解させてもらいましたけど、御自身でも説明だったりとか、不貞を認めている中で、今後、永野市長が岸和田市のためになるかどうか、今回のことをきっかけに改善できるかというところはまだ分からない部分であると思うんですけど、具体的に今後どのようにして岸和田市の役に立つというか、頑張っていこうと思っていらっしゃるのか、頑張るという言葉だけではなくて、何か具体的に考えているものがあればお伺いしたいなと思います。

〇烏野隆生議長

市長。

〇永野耕平市長

今回の件の性格上、何かこれに対して政 策的に、今後こういうことをやっていくべ きだということを申し上げることではない と思っています。ただ、自分としては、不 貞行為についてしっかりと反省して、自分 の生活というか、それをしっかりと整えて いくということだと思います。

〇烏野隆生議長

藤原議員。

○2番 藤原豊和議員

最後に1点だけお伺いしたいなと思いま す。例えば、不貞行為の有無に関しても発 言の食い違いがあったりと、今後また新し い事実が出てこないかどうかだけ、今後判断するに当たって気にはかかっているところです。今出ている事実に関して、それ以上新しい主張とか事実が出てくる可能性があるかどうかという点だけお伺いして、この質問を終わりたいなと思います。

〇烏野隆生議長

市長。

〇永野耕平市長

それは、相手方の主張がまた新たなもの がという意味でしょうか。

〇烏野隆生議長

藤原議員。

〇2番 藤原豊和議員

不貞行為の有無に関しても、後で言えるようになったから不貞行為があったと話したということがあったので、今言えないけれども、後で言えるようになったようなものというか、そういったものが出てくるかどうか、出てくる可能性があるかどうかについて聞きたいなと思います。

〇烏野隆生議長

市長。

〇永野耕平市長

今、相手方と12月5日の協議の中で、この 調書以外の分の開示をしないでくださいと いうふうに言われています。ですから、例 えば裁判記録の内容について、相手方が例 えば新しいこういうことも話題としてあっ たということが出てきたら、それは新しい 話題として出てくる可能性もあります。た だ、全体として、何か僕が損害賠償を支払 わなければいけないことがあったとか、そ ういうことはないので、御理解いただけた らと思います。

〇烏野隆生議長

岸田議員。

○24番 岸田厚議員

私たちは、ただ単に市長に不貞行為、不

倫行為があったというだけではなく、やは りこの裁判で訴えられた原告の悲痛な叫び を考えると、性暴力があったのではないか という、そういった認識はいまだに持って おります。

その上に立ってですけれども、今こういった事態が明らかになったわけですけれども、2022年の市長選挙のときにはこういった事実がもうあったわけですよね。ということは、市長がもし、この事実が2022年のときに、例えばこの問題が市民に明らかになっていたときに立候補を決意されましたか。

〇烏野隆生議長

市長。

〇永野耕平市長

ちょっと申し訳ないんですけども、質問 の意味がよく分からなかったです。申し訳 ないです。

〇烏野隆生議長

岸田議員。

〇24番 岸田厚議員

こういって、市長の不倫と不貞行為が明らかになって、今、市民のものになっています。もしも市長が立候補するときにこの問題が市民に明らかになっていたとき、立候補する自分が、不倫行為、不貞行為をしたということが市民に分かっていた状態で立候補を決意されましたか。

〇烏野隆生議長

市長。

〇永野耕平市長

恐らく、例えば今のような状況の中でも 立候補するのかということをお聞きになり たいということかもしれませんけれども、 自分としては、自分の駄目だったところ、 不貞行為があったところについてはしっか りと認めて、性暴力と今、議員おっしゃら れましたけれども、そういうことはござい ませんので、そういったことはしっかりと 訴えて選挙に臨むんだと思います。

〇烏野降生議長

岸田議員。

〇24番 岸田厚議員

その辺の道義的な認識がすごくずれているんだなというふうに私は思います。市長という立場の方が不倫や不貞行為を行っていても、いまだにい続けられるという、そういった認識というのは私は理解ができません。性暴力があるかないかという、これはとんでもないことではありますけども、不倫や不貞行為をしている人がなぜ岸和田の市長、トップの顔としてい続けるという、そういった認識ができるのか、私には理解ができないんですけども、その辺はどうですか。

〇烏野隆生議長

市長。

〇永野耕平市長

岸田議員の御発言については、理解して 重く受け止めたいと思います。

〇烏野隆生議長

岸田議員。

〇24番 岸田厚議員

そしたら、直ちに辞めるべきではないんですか。

〇烏野隆生議長

市長。

〇永野耕平市長

私としては、不貞行為については、家族にまずは謝罪して、市民の皆様にも謝罪して、その上で市政についてしっかりと励んでいきたいというふうに思っています。

〇烏野降生議長

岸田議員。

〇24番 岸田厚議員

今、市長は言っていますけれども、これ からいろんな議案が提案されます。例えば 男女平等の問題やハラスメントの問題、ま たジェンダー平等の問題、そういった問題 を提案する市長が、不倫や不貞を働いてい る方が提案して、市民は納得するでしょう か。

〇烏野隆生議長

市長。

〇永野耕平市長

ジェンダーの平等でありますとか男女雇 用機会均等についての政策については、しっかりと提案していきたいと思っています。 私自身の信頼については、市民一人一人が 考えて決めていただくことだと思っています。

〇烏野隆生議長

岸田議員。

〇24番 岸田厚議員

私は全く理解ができない。そういったことを提案するための岸和田の市長、岸和田の顔として、どういった人物がふさわしいのかということは、やはり今、市民の注目だというふうに思います。不貞や不倫行為があるにもかかわらず、いまだにそれについての認識のなさというか、市長でい続けられるという、それについての認識というのは到底理解することができませんので、直ちにそのことも踏まえて辞職の決意をしていただきたいというふうに思います。

〇烏野隆生議長

倉田議員。

〇8番 倉田賢一郎議員

先週の12月6日に記者会見が行われて、市長は説明されているわけですけれども、他の議員からもありましたけれども、その前後に、特に議会には何ら説明がないということで、大変議会を軽視されているのではないかなというふうに指摘しておきます。

その上で、今回、こうやって議会から市 長に説明をする機会を設けました。本来で したら、今定例会では、市民にとって重要な議案を審議する場であります。大変市政の停滞を招いているような状況ですが、この点について市長の見解をお伺いします。

〇烏野隆生議長

市長。

〇永野耕平市長

自分のことで市政が停滞しているという ことについては、大変責任を感じています。

〇烏野隆生議長

倉田議員。

〇8番 倉田賢一郎議員

その点しっかりと猛省していただきたいと思います。そして、一貫して市長は続投の意を表明されております。そして、先ほどの説明の中にも、しっかりと理解していただきたいというようなお言葉がありました。仮に、我々議会が市長に対して何らかの態度を示すとなった場合に、今ある事実の中で判断していかなければならないんですが、既に本日の説明で十分に説明ができているというふうに感じているのでしょうか。その点お伺いします。

〇烏野隆生議長

市長。

〇永野耕平市長

相手もありますので、相手方の許しというか、相手方と協議が調った部分についてしか開示ができない中での説明になりますが、その中で説明を尽くしていきたいというふうに思っています。

〇烏野隆生議長

倉田議員。

〇8番 倉田賢一郎議員

恐らく、そういった状況を理解するんですけれども、対応が後手後手になっているのは、そういったところなのかなというふうに感じております。市民も我々もしっか

りとその辺の判断ができるような積極的な 説明を、もしされるのであれば、今後もそ の辺の努力をしていただきたいというふう に思います。

〇烏野隆生議長

松本議員。

〇22番 松本妙子議員

先ほどからほかの議員からもありましたけども、いろいろ重なるところもございますので、今回、市長の維新の会からの処分が、除名ではなく離党勧告処分ということになりました。この処分の決定を聞きまして、私は非常に緩い、甘い処分だなと驚さした。不倫は刑法上の犯罪ではない、不倫したら公人失格という制度上の仕組みはないからでしょうか。ただ、政治家や市長ないからでしょうか。ただ、政治家や市長ないからでします。家族を大切にできない人間が市民を大切にできるのか。私たち市議会議員としても本当に恥ずかしいことでございます。即刻辞職を求めます。

〇烏野隆生議長

友永議員。

〇16番 友永修議員

12月3日の全員協議会の場で、私は市長に対しまして、市民、そして役所で働く職員、議会に対しての市長の不誠実な対応を指摘させていただき、即辞職するよう求めさせていただきました。それから6日たちまして、市長から新たな説明というんですか、新たな事実を本人の口から聞いたのは、不倫を認めた、それぐらいだなという印象です、感じです。これまでの他の議員の質疑を聞かせていただいて、新たに質問するというよりも、個人的な意見として述べさせていただきます。

先ほども他の議員からあったんですけど も、重要な議案を市長の名前で上程されま す。それを我々市議会議員として、本当に 真剣に審議できるんかなと考えたときに、 本当にどうかなという思いが強いです。で すので、市民のためにも即辞職を求めて意 見とします。

〇烏野隆生議長

中井議員。

〇23番 中井良介議員

市長は今回、これまで伏せていた女性と の関係を認めたわけですが、不貞であると か不倫であるとかおっしゃるわけですが、 不貞というのは奥さんに対するそういう誠 実さがなかったということですので、奥さ んからいろいろ訴えやら慰謝料を請求され てももちろん仕方がないと思いますが、そ れはもちろんこのことについても、被告は 公人であるとともに配偶者を有する身であ ることも考慮すると、よくよく自制すべき であったとの非難を免れることはできない と、この判決というか調書によって告発さ れているというか非難されているわけです が、事はそういう不貞の問題ではなしに、 主には相手女性に対する性被害であると思 います。

市長は今、先ほどの答弁で、調書にある 優越的立場とか、純粋に対等な関係にあったとは言えずと、そういうことが出ています。社会的な上下関係がおのずと形成されていたと認めるのが相当である。あなたは対等であるということをしきりに言うわけですが、この文言についてどう思われるのか、もう一度お答えください。あなたは先ほど、そういう見方もあるというような答弁をしましたけれども、本当にそう思っておられるんですか。

〇烏野隆生議長

市長。

〇永野耕平市長

裁判所の和解調書の中で、裁判官がおっしゃっている前文の中での御指摘というの

は重く受け止めて、裁判になっていること、 女性と紛争になっていることについての謝 罪をするという内容でありますので、謝罪 は、何か加害関係にあったとか、そういう ことについての謝罪ではなくて、謝罪はこ ういう紛争になったことに対する謝罪です ので、御理解いただけたらと思います。

〇烏野隆生議長

中井議員。

〇23番 中井良介議員

先ほど私は、ここの優越的立場をあなたは利用して、上下関係を利用して、執拗に彼女との関係を続けたわけですが、そういう見方もあるという答弁をされましたけれども、本当にそう思っておられるのか。

〇烏野隆生議長

市長。

〇永野耕平市長

優越的立場を利用して相手にそれを強いたというような和解内容ではないです。

〇烏野隆生議長

中井議員。

〇23番 中井良介議員

決してそうではない。あれこれやり取り をするわけにはいきませんが、この文書、 前文は言わば判決文です。双方がこの中身 を受け入れて、認めて、履行することを約 束したものです。異例とも言われるこの前 文が入って、謝罪と、賠償金とは言ってい ませんが、解決金を500万円という、これも こういう金額にしては非常に大きい金額だ と聞いておりますが、こういうことで双方 が受け入れたわけです。仲直りしたわけで はなしに、先ほども話にありましたように、 和解というのはよくあることです。最後ま で、判決にいって、あるいは控訴や上告ま でということも避けて、新聞記事によれば、 相手女性はPTSDを発症し、今なお薬が なければ眠れないとか、仕事にも就けない

という、そういう事態の中で、もうこれ以上裁判を続けるのが困難だということで打ち切ったというふうに言われています。本当は和解はしたくなかったと、そういう記事もあります。

ところで、対等ということについてもう 一度言いますけども、相手側、女性側は、 強制性交等罪で2021年に大阪地検に被害届を 出しました。刑事告発をしたわけですが、 これは事実ですね。

〇烏野降生議長

市長。

〇永野耕平市長

事実です。

〇烏野隆生議長

中井議員。

〇23番 中井良介議員

対等な立場で付き合いをしていた人がどうして刑事告発するのか。残念ながら、当時の法律で強制性交等罪は不起訴となりましたけれども、残されている損害賠償を今度は2022年6月に2280万円の賠償を求めて損害賠償の裁判を起こしています。これも対等であれば、こんなことは起こるはずがない

市長は、この前も私は言いましたけれども、この2280万円が認められなかったから、 損害賠償も認められないようなことをおっしゃいますけれども、和解金というのは、 当然いろいろ双方のやり取りで下げられたりするものですけれども、こうして和解した、和解というのは最終の判決まで行かなかったということで、途中で打ち切ったわけですけれども、こういうことでも双方が対等な付き合いをしていたとは到底言えないと言えます。こういう態度をとり続ける限り、市民は認めないだろうということを申し上げて終わります。

〇烏野隆生議長

市長。

〇永野耕平市長

今、議員がお示しになった刑事事件について、先方が訴えた内容と、民事事件において――今、議員から、刑事事件で不起訴になったからそのまま民事事件という御説明をされましたけれども、少し違うので申し上げると、刑事事件で不起訴となった事実と、案件というか内容と、民事事件で訴えられている内容は別のものです。別のものが訴えられています。かつ、どちらも裁判の中で、また、刑事事件はもちろん裁判にもなっていませんし、民事事件については、内容について認められてはいません。

〇烏野隆生議長

中井議員。

〇23番 中井良介議員

刑事事件の訴状も民事裁判の訴状も見ていませんので、私は確定的なことは言えませんけれども、流れとしては、刑事事件で不起訴になり、民事裁判に切り替えたんだと私は理解しております。

もう一度言いますけれども、その2280万円 が認められなかったから損害賠償は認めら れなかったわけではない。これをもう一度 申し上げて終わりにします。

〇烏野隆生議長

南議員。

〇14番 南加代子議員

先ほどからいろいろ御質問もありました が、意見も併せてお話しさせていただきた いと思います。

市長は今回、この不倫を認められました。 それに対して報道を通して私たちも知ることになります。今までの経緯を見ておりますと、市長がやはり議会を軽視していると言わざるを得ないと私は考えております。 日頃から市長と市議会が、いろんな議案等もありますが、その中でよくよくいろんな 議論を交わしながらしておれば、市長に対してもこのような疑惑も生まずに来たかもしれませんが、日頃の行動が、今回のこの疑惑に対しては、まだまだ拭えません。

その中で、市長も民意を得て選ばれた方 です。その中で、今、いろんな市民からの 御意見も私たちは賜っております。市民も 報道等を通してしか、別の方に問われれば お答えができない状況です。公人となれば 大きな責任を伴います。市長は、御家庭に も本当に謝罪した、これは当然のことであ ります。どれほど傷ついたことかと私は考 えます。また、市民も市長を信頼していた からこそ、今回の騒動が起こったことに関 しては、本当にもういろんな思いを抱えて いらっしゃると思います。公人として、市 長は、これから自分の市長職を全うして誠 実に皆さんに向き合いたいという答弁がご ざいましたけれども、まず、公人としての 重きの、この責任というところは、御自身 の進退を即決めていくこと、それが私は公 人としての責務を負った方ではないかと思 いますが、この点はいかがでしょうか。

〇烏野隆生議長

市長。

〇永野耕平市長

進退については、しっかりと反省すべき は反省して、これからも市民のために頑張 っていきたいと思っています。

〇烏野隆生議長

南議員。

〇14番 南加代子議員

市長はこれからもお仕事を頑張っていきたい、そこは当然のことだと思いますが、しかしながら、今回の騒動に関しては、もう一切ぶれることなく市長の思いを受け止めることはできません。即御自身で進退を考えていただきたいと思っております。これは私の意見として申します。

〇烏野隆生議長

昼馬議員。

〇7番 昼馬光一議員

私からも一言申し上げます。今回の市長の個人的なことで、誰が一番恥ずかしい思いをしていると言いますと、私は岸和田市民であり、市長の後ろに座っていらっしゃる役所の方々ではないかなと、そう思います。市長、これはどうでしょう。

〇烏野隆生議長

市長。

〇永野耕平市長

市民や役所の仲間に対して大変申し訳な く思っています。おっしゃるとおりです。

〇烏野隆生議長

昼馬議員。

〇7番 昼馬光一議員

私は、市長は岸和田市のリーダーとして 資格を失っていると思います。即刻退任す べきと申し上げて、私の発言を終わります。

〇烏野隆生議長

田中議員。

〇9番 田中市子議員

先ほど市長が最初の刑事事件と民事事件のは違うとおっしゃっていましたけども、では刑事事件ではどういうことを訴えられたのか、それはお話しいただけますか。具体的に分からない、違うと言われても、中井議員の言ったように同じ内容やないかなと思うのが一般的だと思いますけど。内容的には同じだけどもということですか。

〇烏野降生議長

市長。

〇永野耕平市長

違うことを訴えられているということしか言えないんですけれども、出来事として違う出来事について訴えられているものです。

〇烏野隆生議長

田中議員。

〇9番 田中市子議員

刑事事件でも訴えられるようなこともあった。その事実は分かりませんけども。では、この間の議会での12月3日の全員協議会、また今日のこの説明に関しても、議会から申し出て、こう至ったというところです。皆さんおっしゃっていましたけども、議会・市民軽視ではないかという点では、マスコミなんかには自分から話を持っていく。市民や議会への説明は議会から言っていかないと答えない。これはなぜこういうことになったのか、お答えください。

〇烏野隆生議長

市長。

〇永野耕平市長

まず、刑事事件では訴えられていませんので、その点御理解いただきたいと思っております。それと、あと、マスコミに対しては自分からということですけれども、記者会見の設営自体をこちら側がすることはありましたけれども、マスコミについても、報道機関の皆さんからお問合せいただいて、その求めに応じて動いております。議会に対しても、私としては議会での審議でありますとか議論というのは議会のペースで行われている議論の中で、私はそこに呼ばれてお答えさせていただくのが本当は正しいんじゃないかと思っております。

ただ、先ほどからも議員の皆さんから説明が十分じゃないんじゃないかとか、もっと早く説明すべきだという御指摘はありますので、それについては重く受け止めて、今後も励んでまいりたいと思います。

〇烏野隆生議長

田中議員。

○9番 田中市子議員

12月3日の段階でも市民や市の職員、議会

に対しての説明が遅かったということはおっしゃっていたと思います。そのときにもそれなりに受け止めてと、今回もまたそれを深く受け止めてと言っていますけれども、市長が深く受け止めてという言葉だけとしか私たちには受け止められないということをまず申し上げておきます。

また、答え方に関しても、うまく言えなかったとか下手だったとか言っていますけども、そうではないんです、私たちが求めているのはね。誠実な答えを求めていると。誠実な対応を求めている。それに対して市長が応えてくれていないというのを、市民も私たち議会も感じているということをまず受け止めていただきたいと思います。

そして、これもほかの議員からもありましたけども、裁判所の前文のところで、男女として純粋に対等な関係にあったとは言えず、むしろ被告は原告の就職や雇用維持を左右し得る優越的な立場にあって、両者の間には社会的な上下関係がおのずと形成されていたと認めるのが相当であるということと、その後つなげて、原告は被告との性的関係が続く中で、精神的な失調を来し、最終的には訴訟の提起にまで至ったというふうに述べられています。これをもってハラスメントがなかった。パワハラ、そしてセクハラがあったと捉えるのが一般的だと思いますが、市長はどうでしょうか。

〇烏野隆生議長

市長。

〇永野耕平市長

裁判官から、今、御紹介あったような御 指摘がありました。これについて重く受け 止めていくということです。ただ、謝罪の 内容としては、上下関係でありますとかハ ラスメントというようなことではなくて、 裁判に至ったこと、紛争に至ったことにつ いての謝罪ということでありまして、議員 がおっしゃっているようなハラスメントでありますとか、そういったものがもしあれば、それについての謝罪ということが明記されるものだと思いますので、そういったことは書かれていない、裁判に至ったことのみ謝罪ということになっていますので、御理解いただけたらと思います。

〇烏野隆生議長

田中議員。

○9番 田中市子議員

いや、この文書を見てパワハラもセクハ ラもなかったという理解をする、その感覚 がやっぱり私たちには理解できないという ことです。先ほどほかの議員からもありま したけども、議会の中で人権であったりと かハラスメントのことを、これから議論も されていくと思います、様々。そのときに この市長の下ではできないという思いをま た一段と強くしました。市長の今日の答弁 であったりとか、議会や市民としてお続け いただくことはふさわしくないということ を申し上げまして、私の質問を終わります。

〇烏野隆生議長

米田議員。

〇20番 米田貴志議員

それでは少しお伺いさせていただきます。 残念ながら、今日も様々な議員から質問が あった中で、私が感じたことでございます が、一体これは誰が起こした問題だったの かなというような内容の答弁ばかりでござ いまして、何か第三者が答えているような 雰囲気しか感じ取ることができなかったこ とが、私は非常に残念でありました。それ を裏から言いますと、本当に反省なさって いるのかなということしか感じないわけで ございます。

思い返せば、市長が初めて当選された選 挙、どのようにしてその選挙が行われたの か。それは、前市長が200万円という献金疑惑の中で議会が不信任を突きつけるんだと、こういう意思が表れた中で、当人は自ら辞職されて、そして市民に、もう一度私に信託いただけるのかどうか問い直す、こういう決断に立たれたわけだというふうに思うわけでございます。そういった中で、永野市長は、市民から今の市長の市政を変えてほしい、こういった思いで当選されたのではないかと私は推測いたしております。

そういった中、新聞記事によりますと、 当選された翌年から、もう既に不貞行為に 近いものがあった、いや、不貞行為を行っ ていたのではないか、こういった疑惑があ るわけでございます。それは、私自身、一 言で言うならば、疑惑とか云々ではなくて、 市民への背信行為である、私はこのように 思うわけでございます。そういった中、こ の2期務めてこられたわけでございます。

そして、先ほどから聞いていますと、御自身の立場のお話ばかりでございます。当然だろうと思います。私たちは、提訴された女性のお声というのは、代理人の弁護士からしか聞き受くことはできません。しかし、いまだにPTSDに悩んでおられる、一刻も早くこの民事裁判から離れたい、こういった思いの中で、解決金という中、お支払いがあったというふうに思うわけでございます。

そしてもう1つ、市長がどうのこうのお話しされておりますが、私には非がなかった云々とおっしゃっていれますが、こういった事案が発生すること自体、岸和田市民が期待していたことなのでしょうか。個人的なことではありません。あなたは公人として、岸和田市民の代表として、そういう裁判に立ち合わなければならないこと自体を本当に重く反省しているのかどうか、いまだにうかがい知ることができません。そ

ういった意味で、もう前回も申し上げましたけども、私たちが不信任だどうのこうのと言う前に、自ら身を律して、即刻、この会議が終わった後にでも辞職を表明することが市民への唯一の反省の立場に立った姿だと、私はこのように思いますが、見解をお示しください。

〇烏野隆生議長

市長。

〇永野耕平市長

米田議員がおっしゃるように、反省がないんじゃないかという御指摘もきっとあるんだと思います。自分としては、反省すべきは、やはり妻がいるにもかかわらずほかの女性と交際していた時期があったことについて、本当に自分に非があると思っています。これについてしっかりと謝罪して、これからも市政についてはしっかりと努めてまいりたいと思っております。

〇烏野隆生議長

米田議員。

○20番 米田貴志議員

先ほどほかの議員もおっしゃっていましたけれども、私自身というよりも、やはり市民もその言葉を受け止めることができないのではないかというふうに感じております。再度申し上げます。これは質問ではなく、私の要求でございます。即刻辞職して、この場から去っていただきたいということを申し上げ、私の質問を終わります。

〇烏野隆生議長

京西議員。

〇21番 京西且哲議員

私も質問というよりも、大勢の方が質問されたので、それ以上のものは何も出ないと思っています。今、隣で同期の米田議員が発言されました。私もこの間ずっと聞いておって、同じような思いであります。

昨日の夜に維新の会が離党勧告という形

の決断をされたということであって、維新 は、あなたを仲間ではない、政治家として は認めないという判断をして、それで終わ ったと思っているかもしれませんが、我々 は終わったわけではない。この一連のあな たの報道が、岸和田市だけではなくて、全 国に報道されています。我々はこの議会を 通じて、もちろん職員の皆さんもそうです が、岸和田市のイメージをどのようにして 上げていくか、岸和田市がこのようにすば らしいまちであるということを訴え続けて いくのが我々の仕事であるんです。これと 真逆のことをあなたはこの数日間、全国へ 岸和田市のイメージ、岸和田市の悪い評判 を、イメージをおとしめた、この重大な責 任を負うべきであります。

しかし、反省するところはして、引き続きこの職にとどまりたいという思いは発言されていますが、それはあなた自身だけで決めることではないんです。やはり市民の皆様方にも判断ができる機会をつくるべきです。その上で、仮に選ばれるんであれば堂々とまたその席に着いたらいいと思います。その機会をぜひ市民の皆さんに与える判断を御自身でするのが、一番市民に対する責任の取り方であると私も思っています。これだけ申し上げまして、私の意見を終わりたいと思います。

〇烏野隆生議長

井舎議員。

〇15番 井舎英生議員

私も黙っておられません。市長にもう一度確認します。あなたは選挙を3回やられています。その選挙のたびにこういうような行為を、不貞行為、また不倫、また性加害、そういうことを3回やってこられたんですか。それをお聞きします。

〇烏野隆生議長

市長。

〇永野耕平市長

いいえ、違います。

〇烏野隆生議長

井舎議員。

〇15番 井舎英生議員

私は毎朝、小中学校の子供たち、またお母さんが保育園、幼稚園に送っていくところで、午前7時半から午前8時半頃まで見守りをしております。今朝も何人かのお母さんが私のところに寄って来て、岸和田市に住んでいるのが恥ずかしい、このような市長の下で、岸和田市の市民もみんなが恥ずかしく思っている、よそからもそういう電話がかかってくると、引っ越したいぐらいだと、市長の顔を見るのが、また近づいてくるのが怖いと、そういうことを言われます。このような意見が市長のところには届いてないんですか。

〇烏野隆生議長

市長。

〇永野耕平市長

そういうことを直接言われたことはないです。

〇烏野隆生議長

井舎議員。

〇15番 井舎英生議員

それと、あなたのずっと一連の話し方、 またいろいろな議会での話し方についても、 とにかく言葉だけでいろいろ謝っている、 心で謝っているということを全く見られな いんです。

今回の、不倫と言いますけれども、不貞と不倫は違いますね。この女性は、あなたに性行為を強要されたと。あなたもおぞましいということをひとつ言っていましたけども、第三者を、あなたがもう1人誰かを招き入れて、第三者と一緒にこの女性に性行為を迫ったと、やったと。こういうような人は普通の精神じゃないと思うんですよ。

あなたはやっぱり性格的に異常じゃないんですか。自分でそういう自覚は全然ないんですか。それをお伺いします。

〇烏野隆生議長

市長。

〇永野耕平市長

今言っている、議員がお示しになったような事実は決してありません。かつ、僕に対して、僕は今回、不倫については謝罪しています。ただ、おっしゃったように、性格が異常であるとか、そういった言われ方はあまりにもひどい言われ方だと思いますので、その辺りは議員もお言葉を選んでいただけたら幸いです。

〇烏野隆生議長

井舎議員。

〇15番 井舎英生議員

今のおぞましいという言葉は、あなたが テレビインタビューで述べたことであって、 それから、その内容は、第三者による性加 害もあったということは、裁判を傍聴した 女性フリーライター、それから原告女性の 弁護士の記者会見の中から公にされている ことなんです。だから、それは、あなたは 見たり聞いたりしたことはないんですか。 弁護士から報告というか、記者会見の様子 は聞いてないんですか。

〇烏野隆生議長

市長。

〇永野耕平市長

議員が今お示しになったようなことも、仮にもしあったとなれば裁判で明らかになります。そして、もし和解したとしても、その点についての謝罪とかということが出てきます。そういうことはないので、そういったことはないと御理解いただきたいと思います。また、そのほかの性加害についても、もしあるというふうに認定されたならば、このような形の和解調書にはなって

いませんので、それについて御理解いただきたいと思います。

〇烏野降生議長

井舎議員。

〇15番 井舎英生議員

女性の弁護士の記者会見の内容がうそだということを、本当じゃないということであれば、女性の弁護士に申し入れたらいいんじゃないですか。ちゃんと、それは証拠として、証拠というか、公に報道されています、放映されています。それは見られたことはないんですか。見たんですか、見てないんですか。

〇烏野隆生議長

市長。

〇永野耕平市長

相手方の主張が一方的であり、事実では ないということは、当初から僕は申し上げ ています。

〇烏野隆生議長

井舎議員。

〇15番 井舎英生議員

我々は、この場で市長からの説明しか聞いてないんです。弁護士からの説明は直接は聞いていません。でも、女性の弁護士は事細かに公にされています。そういう中で、やはり今改めて思うことは、岸和田市の市長として、市民みんなが非常に恥ずかしい思いをしていると。あなたは倫理感が欠如しているんじゃないかと思います。市長である限り、公人ですから、やっぱり品性を備えていなければなりません。

これから、例えば新年になったら新年互 礼会、新年祝賀式、成人式、小中学校の卒 業式、また入学式、こういうところに市長 がメッセージを毎年寄せられます。市民は 寄せてほしくないと、市長を代わってほし いという市民がたくさんおられると思いま す。教育的にも非常にあなたの位置はまず いと思います。このような方に歴史ある岸和田市の市長で、市政を任せられないと。 あなたはいつも、誠意を尽くす、誠意を尽くすと、説明責任を果たすと言いますけれども、一番の誠意は辞任することであります。この岸和田市から出ていってほしいということであります。ぜひそういうことをよく考えて、これから行動していただきたいと。

〇烏野隆生議長

高比良議員。

〇4番 高比良正明議員

12月3日の全員協議会でもうそ答弁を、そ してこの場でも言葉遊びを、そして記者会 見でも、先ほど田中議員が指摘したような、 和解調書の前文についての解釈について、 あなたの理解は違いますよというふうに記 者から何度も言われているにもかかわらず、 正しく日本語を理解してくださいという言 葉を繰り返してきたあなたに対して、今朝、 抗議のプラカードを持たれた、そして、あ なたの登庁を待った多くの市民が参集した。 職員の方々もそうです。そんな手間をかけ て、本会議を開いて、あなたの言い訳を聞 くのかということで、怒りで私はもういっ ぱいなんですよ。それは、私だけじゃない でしょう。そこで質問する気も起きないん ですけども、事実を明らかにするために3 問質問いたします。

あなたは、和解について、乗却後、控訴され、裁判が続いた場合の女性の幸福度を考えて、早く終わらせようと思ったと12月6日の記者会見で答えています。あなたは、これまでの訴訟を受けた際、相手との未来志向を考えて、同様の手段を取ってきたことがあったでしょうか。

〇烏野隆生議長

市長。

〇永野耕平市長

未来志向というのは、常に未来志向でお 互いにとって最善であるようにというふう に判断してまいりました。

〇烏野隆生議長

高比良議員。

〇4番 高比良正明議員

少なくとも今の答弁がうそであるということを、私の場合と照らし合わせて説明します。あなたが私を提訴し、私が勝利した名誉毀損の訴訟では、3年もの長期間、訴訟は続き、その後あなたは刑事告訴までしております。相手によって態度を変えるのでしょうが、私はそのとき既に市議選に立候補しており、今のように顔を合わせる関係になるということは予想できたはずですが、私にとっては未来志向はないということを行動した一方、今回の女性に対してだけは500万円の解決金を支払うという選択をしたのは、何かの口止めではないのですか。

〇烏野隆生議長

市長。

〇永野耕平市長

口止めではございません。

〇烏野隆生議長

高比良議員。

〇4番 高比良正明議員

そう言うでしょうけども、口止めという ふうに考えれば、維新にとって不都合な真 実をあなたがしゃべらないことで維新も処 分を軽くした。そしてまた、立花氏に接近 したのも、維新や女性に対して何かを立花 氏を使って社会に公表するぞとの観測気球 を上げたということではないのですか。

〇烏野降生議長

市長。

〇永野耕平市長

立花孝志さんとの連絡は、僕が大変つらいときに、理解するというような内容の投稿をしていただいたので、それについて感

謝の気持ちを伝えたまでです。

〇烏野隆生議長

高比良議員。

〇4番 高比良正明議員

先ほども河合議員から立花氏について紹介がありました。そういった立花氏が今まで何をやってきたかを考えれば、あなたが今言うたようにすがるようなところではないというのは明らかになるわけですけども、今後、口止めした、そんな事実が出てこなければいいのですが、次の質問に移ります。

あなたは、先ほども和解金額500万円について、譲歩したんだというような説明をしております。そんな自己擁護を繰り返すあなたに対して、和解調書を開示してもよいかと12月5日に雪田弁護士と協議した際、あなたのこれまでの説明が間違っていますよという指摘は受けなかったでしょうか。

〇烏野隆生議長

市長。

〇永野耕平市長

そのような指摘は受けていません。

〇烏野隆生議長

高比良議員。

〇4番 高比良正明議員

何度も何度もうそ答弁が繰り返されておりますので、女性側があれだけ苦しんでいるというメッセージを発しているのに、あなたが悪くないということを雪田弁護士が追認しているとは信じがたいところですが、最後の質問に移ります。

12月3日、私は女性の被害届について、不 起訴になったことで、その処分内容は、嫌 疑なし、嫌疑不十分、起訴猶予のいずれだ ったのかということを質問しました。これ が嫌疑なしであれば、あなたの疑いは晴れ るわけですが、それを検察庁に問合せはし たでしょうか。

〇烏野隆生議長

市長。

〇永野耕平市長

そのような問合せを僕はしていませんが、 そのときにお答えしたように、第1回目の 調べから否認という形で調書を取っていた だいています。

〇烏野隆生議長

高比良議員。

〇4番 高比良正明議員

否認したからというて、それが通るんであれば、大きな事件なんかでも否認している事件はたくさんあるわけです。冤罪ということを言いたいのでしょうけれども、そうであるならば、それこそつまびらかに、女性の人権を考えて、一定の非公開をして、議員に対して、そして市民に対して説明すべきであるというふうに考えます。

そして、先ほど中井議員に対して、刑事 事件と民事事件は違うんだということも言 われましたけれども、少なくとも嫌疑なし を明らかにしない限り、あなたやあなたの 家族には、生涯にわたって性加害疑惑はつ いて回りますが、それでも明らかにしない のであれば、その理由はどのようなもので しょうか。

〇烏野降生議長

市長。

〇永野耕平市長

刑事事件についても民事事件についても、 裁判の内容について開示しないでやりたい というのは先方のお考えですので、私とし ては全て開示されても大丈夫です。

〇烏野隆生議長

高比良議員。

〇4番 高比良正明議員

そうであるならば、5日に雪田弁護士と協議なさったように、直ちに協議に入られるべきです。そうでなければ、3日に私も申しましたけれども、家族をも守れないの

に市民を守れるのかという言葉を言うしか ありません。そして、昨日、維新の杉江幹 事長は、我々としても一緒にやっていくの は難しいという判断で離党勧告としたと話 しております。

6月議会の私の質問で、市の責任として 生理用品を学校に置くとの答弁を得て、学 校では配置しましたが、生理用品を使い切 っても予算をつけないまま放置されており、 答弁したことでもこのようなうそが後に明 らかになるのでは、私たちにじの会も現段 階では一緒にやっていくのは難しいという 判断をし、議会をボイコットいたします。

(4番 高比良正明議員、5番 河合 達雄議員退席)

〇烏野隆生議長

他に質問はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇烏野隆生議長

それでは暫時休憩します。 午前11時46分休憩

午後2時再開

〇烏野隆生議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、本定例会におきまして、市長に対し議会への出席をされないよう求め、市長は欠席されておりますので、御報告いたします。

次に、諸般の報告に入ります。

まず、岸監第88号令和6年7月分例月出納 検査結果報告(一般会計及び特別会計分)、 岸監第89号令和6年7月分例月出納検査結果 報告(公営企業会計分)、岸監第93号令和6 年度定期監査結果報告(8月実施分)、岸監 第95号令和6年8月分例月出納検査結果報告 (一般会計及び特別会計分)、岸監第96号令 和6年8月分例月出納検査結果報告(公営 企業会計分)、岸監第103号令和6年9月分例 月出納検査結果報告(一般会計及び特別会 計分)、岸監第104号令和6年9月分例月出納 検査結果報告(公営企業会計分)、岸監第107 号令和6年度定期監査結果報告(10月実施 分)、岸監第109号令和6年度工事監査結果報 告、岸監第112号令和6年10月分例月出納検 査結果報告 (一般会計及び特別会計分)、岸 監第113号令和6年10月分例月出納検査結果 報告(公営企業会計分)、以上の11件につき ましては、さきに議員各位へ御送付のとお りです。

本各報告について、質疑はありませんか。 [「なし」の声あり]

〇烏野隆生議長

質疑なしと認めます。よって、本各報告 を終わります。

次に、報告第17号専決処分の報告を求めます。波積副市長。

(波積大樹副市長登壇)

〇波積大樹副市長

上程いたされました報告第17号の専決処分 について御報告申し上げます。 専決処分第21号の損害賠償の額を定め和解する件については、去る8月1日、磯上町3丁目で発生した火災において、岸和田市忠岡町指令業務の共同運用に伴う自動応援等に関する協議書に基づき、忠岡町消防隊が出場し、相手方所有のガレージの屋根の上におきまして消火活動を行っていたところ、スレート屋根を踏み抜き、破損させる事故が生じたものであります。その後、示談交渉を進めてまいりましたところ、屋根修繕費として損害賠償の額を6万6000円と定め、和解いたしたものであります。

専決処分第22号の損害賠償の額を定め和解する件については、去る6月17日、土生滝町において、相手方車両が市道有真香1号線を走行中、舗装が剝がれたくぼみに右前輪が脱落し、車両を破損させる事故が生じたものであります。その後、示談交渉を進めてまいりましたところ、車両修繕費として損害賠償の額を4350円と定め、和解いたしたものであります。

専決処分第24号の刑法等の一部を改正する 法律の施行に伴う関係条例の整理に関する 条例の制定の件については、刑法等の一部 を改正する法律の施行に伴い、引用する用 語の規定の整備を図るため制定いたしたも のであります。

専決処分第25号の損害賠償の額を定め和解する件については、令和4年7月27日、廃棄物対策課職員が土生町6丁目においてパッカー車を方向転換するために車両をバックさせ、出ようとしたところ、駐車中の相手方車両に接触し、破損させる事故が生じたものであります。その後、示談交渉を進めてまいりましたところ、車両修繕費として損害賠償の額を1万6110円と定め、和解いたしたものであります。

以上4件につきましては、地方自治法第 180条第1項並びに市長の専決処分事項に関 する条例第2号及び第3号並びに第6号の (ア)の規定により専決処分の方途を講じ ましたので、同法第180条第2項の規定によ り議会に御報告申し上げる次第であります。 何とぞよろしくお願い申し上げます。

〇烏野隆生議長

ただいまの報告について、質疑に入りま す。

通告がありますので、発言を許します。 高比良議員。

〇4番 高比良正明議員

まず、午前中に議会のボイコットを宣言 いたしましたけれども、議会が永野氏の出 席を求めず、参加しておりませんので、議 会に参加いたします。

それでは、処分番号第22号の市道上における自動車損傷事故について質問します。

今回の事故原因は、路面の舗装の剝がれによるくぼみが原因でありました。この路面の陥没について、昨年9月の決算常任委員会でも質問したところ、本市においては簡易路面性状調査を行っているとのことでした。また、路面調査は、路面性状も判断を行うためのひび割れ率などを算出するための調査で、路面下の空洞についての調査は含んでいないとのことでした。事故を事前に防ぐためにも、まず調査することが重要がありますが、今回の事故があった箇所はどのような調査結果で起こったものでしょうか。

〇烏野隆生議長

河畑建設部長。

〇河畑俊也建設部長

今回事故が起こった箇所について、簡易路面性状調査の結果は、AからEまでの5段階評価で、損傷レベルEの早急に修繕が必要な路線でございました。昨年度の調査の後、修繕計画を立て、補修を行う予定を

しておりましたが、補修する前に舗装が剝がれ、事故につながったものであります。

〇烏野隆生議長

高比良議員。

〇4番 高比良正明議員

調査の結果、修繕計画を立てて修繕しなければならない箇所として位置づけがなされておったにもかかわらず、結果的に修繕が間に合わなかったということであります。今回は路面の調査だけでしたが、今後も修繕する時期が遅れ、また事故が起こってしまうのか心配になりますので、急務に対応しなければなりません。しかし、舗装の標準耐用年数がどれほどなのか私は把握しておりませんし、簡易路面性状調査が路面下の空洞に対してどれだけ有効なのか分かりませんが、今回の調査結果を受けてどのような修繕計画を立てたのか、お聞かせください。

〇烏野隆生議長

河畑建設部長。

○河畑俊也建設部長

令和5年度に市内全域を対象に、幹線道路、生活道路も含め、約590キロメートルの調査を実施いたしました。そのうち修繕の必要がないと考えられるA判定、B判定がそれぞれ76%と14%で、C判定の修繕することが望ましいが3%、D判定の修繕が必要が2%、E判定の早急に修繕が必要が5%でございました。

修繕計画につきましては、おおむねC判定からE判定までの箇所を修繕対象とし、幹線道路で約20キロメートル、生活道路で約44キロメートルを、幹線道路で12年、生活道路で18年をかけて修繕していく計画としております。

舗装の耐用年数につきましては、舗装の 劣化状況が舗装構造や供用年数、交通量、 気象状況及び周辺環境などにより様々であ るため一概には言えませんが、一般的には10 年から20年までと言われております。

〇烏野降生議長

高比良議員。

〇4番 高比良正明議員

今の答弁によりますと、修繕計画と今の耐用年数とでは何かいたちごっこのように聞こえるわけですけれども、市民の暮らしの安全を守るためにも、また安心して利用できるという観点から、急務の修繕に取り組まなければならないことは言うまでもありません。また、今回は舗装の剝がれの程度でしたが、これが万一大きな陥没であったならば命に関わる大事故につながっていたかもしれません。

以前からお伝えしておりますとおり、やはり路面下の空洞調査は必要であると考えております。路面下空洞調査は多額の費用がかかるとの答弁も昨年の決算常任委員会ではお聞きしましたけれども、事故がこの先に起こらないように調査、対策を再度求めるとともに、今後の見解を質問して終わります。

〇烏野隆生議長

河畑建設部長。

○河畑俊也建設部長

舗装更新につきましては、これまでも幾度となく御指摘いただき、注力してきた経緯がございまして、新技術に着目し、市内全域を比較的安価で調査できる簡易路面性状調査を行い、取り組んでいるところでごましては、令和6年2月に他市調査を行い、多くの自治体が実施または検討していることが分かりました。他市からは、空洞調査を防がる点、舗装を優先して修繕する際の参考資料になるといったことや、反面、まだ空洞調査自体が精度にばらつきがあること、費用面、探査車

で確認できない箇所があるなどの意見もあり、空洞調査を行っていく上では課題がご ざいます。

本市といたしましても、今後の陥没事故を未然に防ぐ観点から、他市町村の意見を参考にしながら今後の調査に生かしていければと考えております。

〇烏野隆生議長

以上で通告による質疑は終わりました。 他に質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇烏野隆生議長

質疑なしと認めます。よって、本報告を 終わります。

以上で諸般の報告を終わります。

〇烏野隆生議長

これより日程に入ります。

日程第1、会期決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本 日から12月20日までの12日間としたいと思い ます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇烏野隆生議長

御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は12日間と決定しました。

〇烏野隆生議長

次に、日程第2、議案第86号専決処分の承認を求めるについてを上程します。

本件について、提案理由の説明を求めます。波積副市長。

(波積大樹副市長登壇)

〇波積大樹副市長

上程いたされました議案第86号の専決処分 の承認を求めるについて、提案の理由を御 説明申し上げます。

専決処分第23号の令和6年度岸和田市一般 会計補正予算(第4号)については、去る10 月9日の衆議院解散に伴い、去る10月27日に 執行された第50回衆議院議員総選挙及び最高 裁判所裁判官国民審査に係る経費につき、 補正予算の措置を講じたものであります。

本件につきましては、緊急を要するため、 地方自治法第179条第1項の規定により専決 処分の方途を講じましたので、同条第3項 の規定により議会に御報告申し上げる次第 であります。何とぞよろしく御審議の上、 御承認賜りますようお願い申し上げます。

〇烏野隆生議長

ただいまの提案理由の説明について、質 疑に入ります。質疑はありませんか。 字野議員。

〇12番 字野真悟議員

この際、動議を提出します。

ただいま議題となっております議案第86号 につきましては、委員会付託を省略し、本 会議において即決されんことを望みます。

[「賛成」の声あり]

〇烏野降生議長

ただいまお聞きのとおり、字野議員から 委員会付託を省略し即決されたいとの動議 が提出され、所定の賛成者がありますので、 動議が成立しました。よって、本動議を直 ちに議題とし、採決します。

お諮りします。本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇烏野隆生議長

御異議なしと認めます。よって、本動議のとおり決定し、本会議における質疑を続行します。

他に質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇烏野隆生議長

質疑なしと認めます。 討論に入ります。 討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇烏野隆生議長

討論なしと認めます。

これより議案第86号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認 することに決しまして御異議ありませんか。 [「異議なし」の声あり]

〇烏野隆生議長

御異議なしと認めます。よって、本件は 原案のとおり承認されました。

〇烏野隆生議長

次に、日程第3、議案第87号から日程第16、 議案第100号までの14件及び日程第17、議案 第103号を併せた、以上15件を一括上程しま す。

本各件について、提案理由の説明を求めます。波積副市長。

(波積大樹副市長登壇)

〇波積大樹副市長

上程いたされました議案第87号から議案第100号まで及び議案第103号の15件について、一括して提案の理由を御説明申し上げます。 議案第87号の岸和田市まち・ひと・しごと 創生基金条例の制定については、地域再生 法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の円滑な推進 に必要な経費の財源として、新たに岸和田市まち・ひと・しごと創生基金を設置するため、本案のとおり制定いたしたいものであります。

議案第88号の岸和田市上水道事業及び下水 道事業の設置等に関する条例の一部改正に ついては、本市の上水道事業を大阪広域水 道企業団の水道事業に統合し、当該企業団 が令和7年4月1日から本市給水区域の水 道事業を実施することから、上水道事業の 設置等に係る規定を削除するとともに、下 水道事業に地方公営企業法の規定の一部を 適用し、下水道事業の会計事務のうち公金 の収納、支払い及び保管に関する事務を会 計管理者に行わせるなど、関係する規定の整備を図るため、本案のとおり改正いたしたいためのものであります。

議案第89号の岸和田市事務分掌条例の一部 改正については、地域活動の活性化に向け た支援やカーボンニュートラルの実現に向 けた取組、総合計画に掲げる施策等を効果 的に推進するため、執行体制の強化を図る とともに、下水道事業に地方公営企業法の 規定の一部を適用することから、本案のと おり改正いたしたいためのものであります。

議案第90号の岸和田市附属機関条例等の一部改正については、本市の上水道事業を大阪広域水道企業団の水道事業に統合するとともに、下水道事業に地方公営企業法の規定の一部を適用することに伴い、岸和田市附属機関条例ほか11条例の規定の整備を図るため、本案のとおり改正いたしたいためのものであります。

議案第91号の岸和田市附属機関条例及び特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、職員の人事及び給与に係る制度について、専門的かつ客観的な見地から外部有識者等に調査、審議させるため、岸和田市人事給与制度調査審議会を設置し、同審議会の委員の報酬及び費用弁償を定めるため、本案のとおり改正いたしたいためのものであります。

議案第92号の岸和田市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正については、重度障害者の医療費の助成に係る本市と近隣市町との受給者間の公平性を確保するため、医療費の助成の適用開始日を、特定医療費(指定難病)受給者証または特定疾患医療受給者証に記載された有効期間の初日が、当該医療費の助成の申請のあった日の属する月の初日以後である者にあっては、当該受給者証の有効期間の初日とするなど、

本案のとおり改正いたしたいためのものであります。

議案第93号の岸和田市国民健康保険条例の一部改正については、国からの通知に基づき、急患等として保険医療機関または保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付等について、その者の資力の活用が可能となるまでの期間として、1年を超えない限度において徴収を猶予することができるよう見直しを図るため、本案のとおり改正いたしたいためのものであります。

議案第94号の岸和田城条例の一部改正については、岸和田城を利用する者の利便性の向上を図るため、開場時間を午前10時から午前9時へ早めるほか、これまで休場日としていた毎週月曜日を開場し、休場日を年末年始のみとするため、本案のとおり改正いたしたいためのものであります。

議案第95条の岸和田市開発行為等の手続等に関する条例等の一部改正等については、本市の上水道事業を大阪広域水道企業団の水道事業に統合するとともに、下水道事業に地方公営企業法の規定の一部を適用することに伴い、岸和田市開発行為等の手続等に関する条例ほか5条例の規定の整備を図るとともに、岸和田市上水道事業及び下水道事業に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例ほか2条例を廃止するため、本案のとおり改正等いたしたいためのものであります。

議案第96号の岸和田市営住宅条例の一部改正については、市営住宅のうち大宮住宅を廃止するため、本案のとおり改正いたしたいためのものであります。

議案第97号の令和6年度岸和田市一般会計 補正予算(第5号)については、歳入歳出 予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7975万 2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入 歳出それぞれ900億720万8000円に補正しよう とするものであります。

まず、歳出予算から御説明申し上げます。 2款総務費には、人事・給与管理事業及び 大阪・関西万博推進事業として508万円の追 加計上であります。3款民生費には、子ど も医療助成事業及びひとり親家庭医療助成 事業等を追加計上するとともに、市立認定 こども園整備事業を減額計上したところ、 差引き4965万余円の追加計上であります。4 款衛生費には、保健センター管理事業及び 市営葬儀運営事業として759万余円の追加計 上であります。6款農林水産業費には、土 地改良施設管理事業として479万余円の追加 計上であります。7款商工費には、観光振 興事業として100万円の追加計上であります。 10款教育費には、教育基金積立事業及び学校 ICT環境整備事業等として2億1055万余円 の追加計上であります。13款諸支出金には、 障害者自立支援医療費国庫負担金償還事業 及び教育・保育施設等施設型給付事業費府 負担金償還事業等として107万余円の追加計 上であります。

一方、これに対応する歳入といたしましては、市債において4110万円を減額計上するとともに、国庫支出金、府支出金、寄附金、繰入金及び諸収入を追加計上するものであります。

第2表の継続費補正については、市立認 定こども園整備事業及び斎場整備事業を変 更するため、総額、年割額を本案のとおり といたしたいためのものであります。

第3表の債務負担行為補正については、 市庁舎空調機器整備ほか10事業の期間、限度 額の追加並びに学校給食調理業務委託の限 度額の変更について、本案のとおりといた したいためのものであります。

第4表の地方債補正については、地方債 の限度額の変更について、本案のとおりと いたしたいためのものであります。 議案第98号の令和6年度岸和田市国民健康 保険事業特別会計補正予算については、歳 入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ334万 4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入 歳出それぞれ216億8303万2000円に補正しよ うとするものであります。

歳出予算には保険給付費等交付金償還事業を、歳入予算には繰越金を追加計上するものであります。

議案第99号の令和6年度岸和田市自転車競技事業特別会計補正予算については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24億2899万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ384億197万1000円に補正しようとするものであります。

歳出予算には、開催事業、投票払戻事業、全国競輪施行者協議会分担事業、JKA交付事業、岸和田競輪場施設改善基金積立事業、岸和田競輪場環境改善基金積立事業及び一般会計繰出事業を、歳入予算には競輪事業収入を追加計上するものであります。

議案第100号の指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、公の施設の管理について指定管理者を指定したいためのものであります。

議案第103号の一般職の職員の給与に関する条例及び会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正については、令和6年の人事院勧告に準じて、一般職の職員の初任給調整手当、期末勤勉勤手当の支給割合及び給料表を改定するとともに、会計年度任用職員の勤勉手当の支給割合及び給料表を改定するため、本案のとおり改正いたしたいためのものであります。

以上、15件につきまして一括して提案の理由を御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

〇烏野隆生議長

ただいまの提案理由の説明について、質 疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

〇烏野隆生議長

質疑なしと認めます。

この際、お諮りします。

本各件については質疑を終結し、御配付 しております議案付託区分表に基づき、関 係各常任委員会に審査を付託したいと思い ます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇烏野隆生議長

御異議なしと認めます。よって、本各件は、議案付託区分表のとおり関係各常任委員会に審査を付託することに決しました。 本日はこれをもちまして散会します。

午後2時28分散会